

# 魚津市広報

発行所  
魚津市田方町80番地  
魚津市役所  
編集発行人 清河七良  
(毎月1日・15日発行)  
(定価一部三円)  
魚津市荒町  
小浜印刷所

## 新市長に寺田太吉氏

投票率は九〇・五六％



市民の五万  
関心を  
集めた  
市長選  
市制後  
初めて  
の選挙  
でもあ  
り、激しい攻防  
戦が展開された  
が、桜の花開く  
四月十五日二十五ヶ所  
に投票が行われ、翌十六  
日午前七時より大町小学校  
講堂に於て開票された結果  
一七五〇票の差で寺田太吉  
氏が新市長に当選し、こん  
ご四年間、住みよい郷土、  
明るい都市実現のために市  
政の重責を担うことになつ  
た。得票数は次のとおりで  
ある。

**寺田太吉 (当選)**  
一、二、九四九票  
**金光邦三 (次点)**  
一、一、一九九票  
無効投票票 九一票

なお投票率九〇・四八％  
で男は九〇・六五％、女は  
九〇・四八％で男がわずか  
に上廻っている。

## 市議会議員選挙 四月二十九日

このたび任期満了による  
市議会議員の選挙が四月二  
十九日執行されます。  
この選挙は市長選挙と同  
様、市の発展に重要な意義  
をもつ、最も身近な選挙  
でありますから、公正明朗  
な選挙が行われるよう期待  
します。

### 不在者投票

選挙人が選挙の当日(四月  
二十九日)次に掲げること  
がらため、投票所に行き  
投票することができないと  
きは、不在者投票をするこ  
とができますから、この手  
続の詳しいことについては  
市選挙管理委員会へ御問合  
せの上、一人残らず投票し  
て下さい。

一、選挙人が魚津市以外の  
地で、職務又は業務に従  
事中であるとき。  
二、選挙人がやむを得ない  
用務又は事故のため、魚

### 不在者投票の方法

津市以外の地に旅行中又  
は滞在中であるとき。  
三、選挙人が疾病、負傷、  
妊娠、不具若しくは産褥  
にあるため、選挙の当日  
歩行が著しく困難である  
ことが予想されるとき  
(この場合でも自宅では  
できません)

以上の場合、選挙管理委員  
会で交付する証明書に、そ  
れ／＼のことがらにより、  
滞在又は旅行中である地の  
市町村長若しくは住所地  
(魚津市)の市長その他職  
務、業務に係る官公署、会  
社の長又はその代理人、或  
いは医師、歯科医、助産婦  
等により証明を受け、提出  
しなければなりません。  
なお不在者投票の受付期  
間は、選挙の告示のあつた  
日から、投票日の前日迄の  
次の期間であります。

### 「補充選挙人名簿」の 登録申請について

四月二十九日執行の魚津  
市議会議員選挙に際して、  
補充選挙人名簿が次のよう  
に調製されますから、該当  
する方は、登録の申請を行  
つて、名簿の脱漏により、  
選挙当日、投票ができない  
というこのことのないよう、御  
留意下さい。

一、補充選挙人名簿に登録  
される者  
昨年九月十五日現在で調  
製した「基本選挙人名簿  
」に登録されている者及び  
、市長選挙に伴い四月  
七日現在で調製した補充  
選挙人名簿に、登録され  
ている者以外の者で、次  
に掲げる者

(イ) 昭和三十一年四月二十  
二日以前に出生した者  
(ロ) 昭和三十一年一月二  
十二日以前から引続き  
当市に住所を有する者  
(ハ) 有資格者で脱漏して  
いる者

二、登録申請の方法  
申請期間内に選挙人名簿  
登録申請書を提出するこ  
と(申請書は選挙管理委  
員会または各出張所で交  
付します)

三、登録申請期間  
四月二十九日から三日間  
四月二十一日まで三日間  
四、補充名簿の縦覧及び異  
議の申立期間  
四月二十四日から三日間  
四月二十六日まで三日間

### 市長選挙投票区別投票率

| 投票区     | 有権者数   | 投票者数   | 投票率    | 投票率内訳 |       |
|---------|--------|--------|--------|-------|-------|
|         |        |        |        | 男     | 女     |
| 魚津第一投票区 | 2,564人 | 2,342  | 91.34% | 89.73 | 92.73 |
| 魚津第二 "  | 2,200  | 2,056  | 93.45  | 92.94 | 93.90 |
| 魚津第三 "  | 3,139  | 2,950  | 93.98  | 92.89 | 94.91 |
| 魚津第四 "  | 1,212  | 1,167  | 96.29  | 94.76 | 97.66 |
| 小計      | 9,115  | 8,515  | 93.42  | 92.27 | 94.41 |
| 下中島 "   | 1,267  | 1,181  | 93.21  | 90.83 | 95.35 |
| 上中島 "   | 1,095  | 993    | 90.68  | 92.71 | 88.85 |
| 松倉第一 "  | 199    | 182    | 91.46  | 87.88 | 95.00 |
| 松倉第二 "  | 125    | 114    | 91.20  | 95.24 | 87.10 |
| 松倉第三 "  | 354    | 312    | 88.14  | 89.41 | 86.96 |
| 松倉第四 "  | 800    | 709    | 88.63  | 90.44 | 86.92 |
| 小計      | 1,478  | 1,317  | 89.11  | 90.26 | 88.01 |
| 上野方 "   | 821    | 727    | 88.55  | 91.00 | 86.22 |
| 下野方第一 " | 780    | 699    | 89.62  | 91.87 | 87.59 |
| 下野方第二 " | 1,189  | 1,101  | 92.60  | 93.94 | 91.64 |
| 小計      | 1,969  | 1,800  | 91.42  | 93.06 | 90.14 |
| 片貝第一 "  | 420    | 385    | 91.66  | 92.12 | 91.24 |
| 片貝第二 "  | 468    | 431    | 92.09  | 93.53 | 90.68 |
| 片貝第三 "  | 274    | 252    | 91.97  | 91.67 | 92.09 |
| 片貝第四 "  | 166    | 157    | 94.58  | 93.59 | 95.45 |
| 小計      | 1,328  | 1,225  | 92.24  | 92.71 | 91.80 |
| 加積第一 "  | 499    | 461    | 92.38  | 95.76 | 89.35 |
| 加積第二 "  | 847    | 776    | 91.62  | 93.40 | 89.95 |
| 小計      | 1,346  | 1,237  | 91.90  | 94.26 | 89.73 |
| 道下第一 "  | 2,004  | 1,792  | 89.42  | 89.82 | 89.08 |
| 道下第二 "  | 1,612  | 1,412  | 87.59  | 89.77 | 85.54 |
| 小計      | 3,616  | 3,204  | 88.61  | 89.79 | 87.55 |
| 経田第一 "  | 2,271  | 1,967  | 86.61  | 83.01 | 89.73 |
| 経田第二 "  | 356    | 284    | 79.78  | 80.95 | 78.72 |
| 小計      | 2,627  | 2,251  | 85.69  | 82.73 | 88.26 |
| 天神 "    | 772    | 674    | 87.31  | 92.35 | 82.44 |
| 西布施 "   | 1,332  | 11.85  | 83.71  | 85.99 | 81.35 |
| 合 計     | 26,766 | 24,239 | 90.56  | 90.65 | 90.48 |

### 河川工事竣功

富川筋室田地先  
により、富川筋室田地先  
岸が欠壊し、国庫施設の関  
係上、現在迄放置されてい  
ましたが、今般総延長参百  
米、七米を工費二百七万円  
で完成を見たのでありま  
す。本工事の竣功により、水  
害に対する危険を一部脱し  
ますが、沿岸民より喜ばれていま  
す。

### 簡易水道

島尻等五地区の新設を申請  
中、水道施設の要望は最  
近全国的に日を追って高ま  
つておりますが、現下の事  
業では、解決が困難な  
で、昨年簡易水道全国協議  
会が結成され、一層強力に  
運動を展開して解決につと  
めている現状です。  
市内でも希望地区が次第に  
増加し、このたび昭和三十  
一年度新設事業として、次  
のとおり五地区を申請しま  
した。これが実現には、地  
元民各位の絶大な協力が望  
まれます。

### 米作日本一 上栗菊後援会生まれる

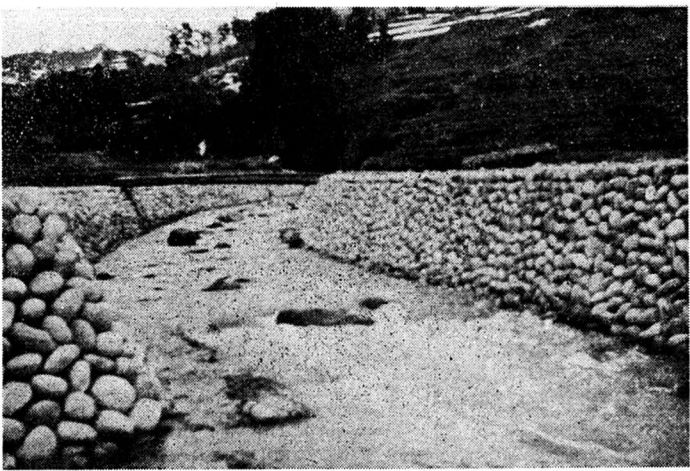


写真 は 竣 功 現 況

農林省、全国農業協同組合  
中央会、朝日新聞社共催の  
昭和三十一年度第七回米作日  
本一競争大会に於て、収量賞  
第一位を得た、上栗菊氏の  
業績を広く紹介し、食糧増  
産に寄与するため又全国各  
地より、これが上栗氏の体  
験談、視察、見学においで  
なる団体客の便宜を図る

右の事について未だ手続  
未了の方は、次の事項を御  
参照の上、四月二十日まで  
に市傷痍軍人会地区役員又  
は市社会福祉事務所まで申  
込み、申請書の手続を終え  
て下さい。

◎日本国有鉄道無賃乗車の  
有資格者  
旧軍人軍属たる戦傷病者

◎自転車及び諸車税の免税  
恩給法第四十八号及び恩  
給法一部改正する法律(一  
五五号)に該当した  
ことのある、特別項症よ  
り目症者まで。

◎傷痍軍人手帳の新交付を  
受ける有資格者  
右の第二に該当したこと  
のある、特別項症より目  
症者及び公務による傷病  
者にして現認証明書を有  
する者。

こぞ  
投票  
明るい選挙



市議会議員選挙 4月29日

かしなければなりません。  
 どうか市民の皆様には現下  
 交通事故の態様をよく知感  
 せられ次の運動要綱をよく  
 御理解の上御協力下さるよ  
 うお願い致します。

一、運動要綱

1. 目的

現下の交通情勢にかんが  
 み、広く交通安全思想を  
 普及高揚して正しい交通  
 の実践を図り、もつて交  
 通事故を防止し、安全に  
 して円滑な交通秩序を確

(イ) 学童の通行の保護  
 (ロ) 自動車安全運転の  
 励行

a 安全速度のじゅん  
 守

b 追越しにおける安  
 全確認の励行

c 歩行者に対する安  
 全確認の励行

(ハ) 自動車の仕業点検の  
 励行

(ニ) 踏切における一時停  
 止と安全確認の励行

(ホ) 自転車の左端一列進  
 入

運動者自身の運転未熟操  
 作不適等によるものでは  
 ず、一般歩行者の不注意  
 或いは幼児の路上遊戯、  
 車の直前直後の横断、踏  
 切不注意等によることが  
 多いのです。幼い子供を  
 持つ親兄弟はよく注意し  
 なければなりません。

2. 事故を防止するには

(イ) 歩行者は右車は左を  
 必ず守ること。

(ロ) 踏切では、必ず一旦  
 止つて安全を確認して

(ハ) 道路上でボール投げ  
 縄飛び、スケート等の  
 遊びは事故のもとです  
 又幼児の一人歩きは危  
 険ですからよく世話を  
 して下さい。

(ニ) 道路上に自転車や荷  
 車等を放置しないこと  
 (ホ) 道路を使用して工事  
 等をする際には必ず警  
 察の許可を得て、交通  
 に迷惑をかけないよう  
 に行うこと。

(魚津警察署)